

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p> <p>目次 前文 第一章 総則（第一条～第四条） 第二章 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導（第五条～第十条） 第三章 地域貢献活動（第十七条～第二十二条） 第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（第二十三条～第二十七条） 第五章 雑則（第二十八条・第二十九条） 附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で特定大規模集客施設の立地場所及び地域貢献活動が特に重要であることにかんがみ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導、地域貢献活動の促進等に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 コンパクトで活力あるまちづくり 地域の特性、伝統及び文化を生かし、地域の生活環境の保持に配慮しつつ、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導並びに道路、上下水道その他の公共施設の有効活用及び適切な配置誘導をすることにより環境への負荷が少なく、暮らしやすく、及びにぎわいのある地域社会を構築することをいう。</p> <p>二 集客施設 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で<u>規則</u>で定めるものに供する建築物をいう。</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成二十一年宮城県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（集客施設）</p> <p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める用途は、場内車券売場及び勝馬投票券発売所とする。</p>

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

- 三 特定大規模集客施設 集客施設（一の集客施設として規則で定めるものを含む。）であって、集客施設の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号の規定により算定された床面積をいう。以下同じ。）の合計が一万平方米を超えるもの又は集客施設の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第一項の店舗面積をいう。以下同じ。）の合計が六千平方メートルを超えるものをいう。
- 四 地域貢献活動 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に寄与する活動で、集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。以下「集客施設の設置者」という。）が、当該集客施設が所在する地域において行うものをいう。
- 五 立地誘導地域 次のいずれかに該当する地域又は区域をいう。
 - イ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の近隣商業地域及び商業地域。ただし、特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域（以下「立地誘導除外地域」という。）を除く。
 - ロ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する認定中心市街地の区域又は同法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域
 - ハ 特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域として、市町村の長の申請に基づいて知事が指定した地域その他の規則で定める地域
- 六 土地利用関係計画 次に掲げるものをいう。
 - イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想（当該基本構想を具体化するための総合的な計画を含む。）のうち土地利用に関する部分
 - ロ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第一項の都道府県計画、同法第八条第一項の市町村計画又は同法第九条第一項の土地利用基本計画
 - ハ 都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第十八条の二第一項の基本方針

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

- (一の集客施設)
- 第三条 条例第二条第三号の一の集客施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 屋根、柱又は壁を共通にする集客施設（当該集客施設が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
 - 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の集客施設
 - 三 一の集客施設（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたまちづくりを促進すると認められる地域）
- （特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域）
- 第四条 条例第二条第五号ハの規則で定める地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域のうち開発整備促進区（同法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。）で同条第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められているものの区域（当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。）とする。

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>ニ 中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定基本計画 ホ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号） ハ 第八条第一項又は同法第九条第一項の農業振興地域整備計画 ヘ その他土地利用に関する計画で規則で定めるもの 七 立地市町村 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設 設の所在地の属する市町村をいう。 八 隣接市町村 立地市町村に隣接する市町村をいう。 九 新設届出者 第六条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。 十 変更届出者 第八条第一項の規定による届出をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）をいう。 十一 新設届出者等 新設届出者又は変更届出者をいう。</p>	<p>（土地利用に関する計画） 第五条 条例第二条第六号への規則で定める土地利用に関する計画は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の地域森林計画及び同法第十条の五第一項の市町村森林整備計画とする。</p>
<p>（県の責務） 第三条 県は、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、市町村との緊密な連携を図りつつ、市町村の区域を超えた広域的な見地により特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地を誘導し、及び地域貢献活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>（基本方針） 第四条 知事は、市町村の区域を超えた広域的な見地からコンパクトで活力あるまちづくりを推進するため、特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p>	
<p>2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向 二 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項 三 地域貢献活動の指針となるべき事項 3 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。 4 知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>（基本方針の公表の方法） 第六条 条例第四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>
<p>第二章 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地誘導</p> <p>(市町村の長の申請に基づく立地誘導地域等の指定手続き等)</p> <p>第五条 市町村の長は、第二条第五号イただし書き又は同号ハの申請をしようとするときは、申請書に規則で定める事項を記載した書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、第二条第五号イただし書き又は同号ハの指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、第二条第五号イただし書き又は同号ハの指定をしたときは、その旨を公告するとともに、その旨を当該指定に係る市町村の長及び前項の關係する市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>4 知事は、第二条第五号イただし書き又は同号ハの指定をしなざることとし、その旨を第一項の規定による申請をした市町村の長及び第二項の關係する市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>5 第二条第五号イただし書き又は同号ハの指定は、第三項の規定による公告によつてその効力を生ずる。</p> <p>6 前各項の規定は、第二条第五号イただし書き又は同号ハの指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>(特定大規模集客施設の新設に関する届出等)</p> <p>第六条 特定大規模集客施設の新設（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定大規模集客施設となる場合及び建築物の店舗面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部を小売業（大規模小売店舗立地法第二条第一項の小売業をいう。）を行うための店舗の用に供することにより特定大規模集客施設となる場合を含む。以下同じ。）をする者（集客施設以外の用に供し又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、集客施設の用に供し又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、あらかじめ、<u>規則</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 特定大規模集客施設の名称</p> <p>二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	<p>(立地誘導地域等指定申請書等)</p> <p>第七条 条例第五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申請は、立地誘導地域等指定（変更・解除）申請書（様式第一号）により行われなければならない。</p> <p>2 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想 二 申請に係る地域に係る自然的条件及び社会資本、公共交通等の社会的条件 三 特定大規模集客施設の立地の状況 四 特定大規模集客施設の立地を誘導する区域又は誘導しない区域 五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模集客施設の立地の誘導に関し知事が必要と認める事項 <p>(公告の方法)</p> <p>第八条 条例第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）による公告は、宮城県公報に登載して行うものとする。</p> <p>(特定大規模集客施設新設届出書)</p> <p>第九条 条例第六条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設届出書（様式第二号）により行われなければならない。</p>

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

(特定大規模集客施設に附属する施設)
 第十条 条例第六條第一項第三号の規則で定める特定大規模集客施設に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設並びに廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二條第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二條第四項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

(特定大規模集客施設の新設に関する届出の記載事項等)
 第十一條 条例第六條第一項第十二号の規則で定める事項は、届出を担当する者の氏名、連絡先その他知事が必要と認める事項とする。
 2 条例第六條第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録原票の写し
 二 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
 三 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
 四 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図
 五 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面
 六 集客予定区域を明らかにした地図
 七 新設予定地及びその周辺の土地の法令等による土地利用の規制の状況
 八 特定大規模集客施設の棟数及び階数並びに駐車場及び駐輪場の収容台数

三 特定大規模集客施設の新設をしようとする土地（以下「新設予定地」という。）の所在地及びその敷地（特定大規模集客施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。以下同じ。）の面積
 四 特定大規模集客施設の用途
 五 特定大規模集客施設の店舗面積の合計
 六 特定大規模集客施設の店舗面積の合計
 七 特定大規模集客施設の新設予定地の用途地域（都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域をいう。）
 八 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更に着手しようとする日及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事に着手しようとする日
 九 特定大規模集客施設の営業を開始しようとする日
 十 特定大規模集客施設の一日、一月又は一年当たりの平均的な利用者数の見込み及び集客予定区域（当該特定大規模集客施設を利用すると見込まれる者の居住する区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの算出根拠
 十一 特定大規模集客施設の新設予定地を選定した理由
 十二 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 一 前項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 二 前項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 三 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設が、集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由
 四 前項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
 五 第十八條第一項に規定する地域貢献活動計画の概要
 六 その他規則で定める事項

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

3 第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設の新設について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十一条の確認その他法令に基づく許可等の処分等規則で定めるもの（以下「建築確認等」という。）を要することとされており、当該建築確認等に係る申請、届出その他の他の手続に先立って行うよう努めなければならない。

4 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出及び第二項の書類の写しを送付しなければならない。

5 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出及び第二項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四週間縦覧に供しなければならない。

6 第一項の規定による届出があつた特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（規則で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。

(適用除外)

第七条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 特定大規模集客施設の新設予定地が立地誘導地域内にあるとき。

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発業の施行に伴い特定大規模集客施設を新設するとき。

三 国又は地方公共団体が特定大規模集客施設を新設するとき。

四 立地誘導除外地域が指定された際に当該指定に係る地域内にある土地を新設予定地として建築確認等に係る申請、届出その他の手続等が行われていない特定大規模集客施設を新設するとき。

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(建築確認等)

第十二条 条例第六十三条第三項（条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十一条の規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認
- 二 森林法第十条の二に規定する知事の許可
- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項に規定する知事又は農林水産大臣の許可
- 四 都市計画法第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項に規定する知事又は指定都市等の長の許可
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項の規定により前三号に掲げる知事の許可に係る事務を処理することとされた市町村の長又は当該市町村の長から同法第八十条の二の規定による委任を受けたものの当該許可

(特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所)

第十三条 条例第六十五条第一項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六十五条の規定により縦覧により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 県の庁舎その他の県の施設
- 二 市町村の協力が得られた場合にあっては、市町村の庁舎その他の市町村の施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める施設

(準用規定)

第十四条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十四条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(変更の届出)

第八条 第六条第一項の規定による届出があつた特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更をしようとするときは、新設届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六条第一項の規定による届出があつた特定大規模集客施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までの間に、当該届出に係る同項第一号から第十号までに掲げる事項の変更（同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更にあつては、前項ただし書の規則で定める軽微な変更に限る。）があつたときは、新設届出者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
- 二 第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
- 三 第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の変更が、集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響についての見解及びその理由

(特定大規模集客施設の施設とみなされない場合)

第十五条 条例第六条第六項の規定で定める場合は、特定大規模集客施設の床面積の合計又は店舗面積の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。

- 一 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合（次号に該当する場合を除く。） 営業を開始した日における床面積又は店舗面積の合計
- 二 条例第六条第六項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

(特定大規模集客施設事前変更届出書)

第十六条 条例第八條第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設事前変更届出書（様式第三号）により行わなければならない。

- 2 前項の特定大規模集客施設事前変更届出書には、条例第八條第一項に規定する事項の変更により条例第六條第二項第四号又は第五号に掲げる事項に変更が生ずるときは、変更後の条例第六條第二項第四号又は第五号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(特定大規模集客施設事後変更届出書)

第十七条 条例第八條第二項の規定による届出は、特定大規模集客施設事後変更届出書（様式第四号）により行わなければならない。

- 2 前項の特定大規模集客施設事後変更届出書には、条例第八條第二項に規定する事項の変更により第十一條第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の第十一條第二項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>四 その他規則で定める事項 4 知事は、<u>第一項</u>の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要、当該届出のあった年月日及び縦覧場所を公告し、当該届出及び第三項の書類を当該公告の日の翌日から起算して四週間縦覧に供しななければならない。 5 第六条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「特定大規模集客施設の新設」とあるのは、「第八條第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更」と読み替えるものとする。</p> <p>(中止の届出) 第九條 新設届出者は、当該届出に係る特定大規模集客施設の新設をしないこととしたときは、遅滞なく、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。変更届出者が当該届出に係る変更をしないこととしたときも、同様とする。 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、立地市町村の長及び隣接市町村の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>(変更の届出の添付書類) 第十八條 条例第八條第三項第四号の規則で定める事項は、第十一條第二項各号に掲げる事項のうち、条例第八條第一項に規定する事項の変更により変更が生ずるものとする。 (軽微な変更) 第十九條 条例第八條第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を減少させるもの 二 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を増加させるものであって、増加後の特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを加えた面積を超えないもの イ 条例第六條第一項の規定による届出をしている場合であって、条例第八條第一項の規定による届出をしていない場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の合計 ロ 条例第八條第一項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計 (特定大規模集客施設新設中止届出書) 第二十條 条例第九條第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設中止届出書（様式第五号）により届け出なければならない。 (中止の届出の公告) 第二十一條 条例第九條第二項の規定による公告は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。 一 特定大規模集客施設の名称 二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>(説明会の開催等) 第十條 新設届出者等は、<u>規則</u>で定めるところにより、第六條第五項又は第八條第四項の公告の日の翌日から起算して二月を経過する日までの間に、立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内において、第六條第一項又は第八條第一項の規定による届出及び第六條第二項又は第八條第三項の書類の内容を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催しなければならない。 2 新設届出者等は、説明会を開催する日時及び場所を定め、<u>規則</u>で定めるところにより、これらを当該説明会を開催する日の二週間前までに周知しなければならない。 3 新設届出者等は、説明会を開催する日時及び場所を定めようとするときは、当該説明会の開催場所の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。 4 新設届出者等は、第二項の規定による周知をしようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。 5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、<u>規則</u>で定めるところにより、知事に対し、当該説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての新設届出者等の見解を報告しなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(準用規定) 第二十二條 前條の規定は、条例第十一條第六項、第十二條第三項、第四項及び第六項並びに第十三條第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。 (説明会の開催) 第二十三條 条例第十條第一項の説明会は、当該立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内に居住する者等を対象に、知事が指定する区域内において、知事が指定する回数以上開催するものとする。 (説明会の開催の周知) 第二十四條 条例第十條第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 特定大規模集客施設の名称 二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地 四 説明会を開催する日時及び場所 2 前項の周知は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。 一 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報紙に掲載する方法 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法 (説明会開催計画書) 第二十五條 条例第十條第四項の規定による通知は、説明会開催計画書(様式第六号)により行うものとする。 (説明会開催結果報告書) 第二十六條 条例第十條第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第七号)により行うものとする。 2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 周知したことを証する書類 二 説明会において配布した資料</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>(市町村の長等の意見等) 第十一条 知事は、第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告をしたときは、当該公告の日の翌日から起算して四月以内に、規則で定めるところにより、立地市町村の長及び隣接市町村の長から当該公告に係る届出の内容について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。</p> <p>2 第六条第五項又は第八条第四項の規定による公告があったときは、立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長並びに立地市町村の住民等（住民、事業者及び商工関係団体、特定非営利活動法人その他民間の団体をいう。以下同じ。）及び立地市町村以外の市町村の住民等は、当該公告の日から四月以内に、規則で定めるところにより、知事に対し、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を述べることができる。</p> <p>3 前二項の意見は、立地市町村の長及び立地市町村の住民等にあつては、次に掲げる事項をそれぞれ勘案したものでなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合 二 第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合 三 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設予定地の周辺又は第八条第一項の規定による届出に係る変更後の特定大規模集客施設の周辺における公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況 四 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更に伴つて予測される新たな社会資本の整備の必要性 五 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び立地市町村のコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度 	<p>(新設届出意見書等) 第二十七条 知事は、条例第十一条第一項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の聴取は、新設（変更）届出意見書（様式第八号）により行うものとする。</p> <p>(新設届出住民等意見書等) 第二十八条 条例第十一条第二項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の陳述は、新設（変更）届出住民等意見書（様式第九号）により行うものとする。</p>

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

- 4 第一項及び第二項の意見は、立地市町村以外の市町村の長及び立地市町村以外の市町村の住民等にとっては、次に掲げる事項をそれぞれ勸案したものでなければならぬ。
- 一 第六条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の新設又は第八条第一項の規定による届出に係る特定大規模集客施設の変更が、意見を述べようとする市町村の長が統轄する市町村又は意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村における土地利用関係計画の実施に著しい支障を及ぼすおそれの有無及びその内容
- 二 第六条第二項第五号の地域貢献活動計画の概要に記載された地域貢献活動の内容及び意見を述べようとする住民等が居住若しくは所在する市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に当該地域貢献活動が寄与する程度
- 三 前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項
- 5 知事は、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見を新設届出者等に通知するものとする。
- 6 知事は、規則で定めるところにより、第一項の規定により聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。
- (知事の意見等)
- 第十二条 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日から起算して六月以内に、前条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見に配意し、並びに基本方針並びに立地市町村及び隣接市町村の土地利用関係計画を勸案しつつ、新設届出者等に対し、届出の内容についてコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見を有するときは当該意見及びその理由を述べるものとし、意見を有しないときはその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 3 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見の概要を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見の概要を公告し、当該意見を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>4 知事は、第一項の規定により意見を有しない旨を通知したときは、その旨を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を<u>公告</u>しなければならぬ。</p> <p>5 新設届出者等は、第一項の規定により知事からの意見が述べられたときは、<u>規則</u>で定めるところにより、当該意見についての見解及びその理由を知事に報告しなければならぬ。</p> <p>6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、<u>規則</u>で定めるところにより、当該報告の概要を<u>公告</u>するとともに、当該報告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。</p> <p>(知事の報告等)</p> <p>第十三条 知事は、前条第五項の規定による報告の内容が、同条第一項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該報告に係る特定大規模集客施設の新設又は変更がコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、理由を付して、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容を立地市町村の長、隣接市町村の長及び前条第二項の規定により意見を述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、<u>規則</u>で定めるところにより、当該勧告の内容を<u>公告</u>し、当該勧告の内容を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。</p>	<p>(見解等報告書)</p> <p>第二十九条 条例第十二条第五項の規定による知事からの意見についての見解及びその理由の報告は、見解等報告書(様式第十号)により行われなければならない。</p>

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

4 知事は、第一項の規定による勧告をしないこととしたときは、その旨を新設届出者等、立地市町村の長、隣接市町村の長及び第十一条第二項の規定による意見述べた市町村の長に通知するとともに、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による勧告を受けた新設届出者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告を当該公告の日の翌日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(着手制限)

第十四条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、第六条第一項の規定による届出に係る工事（土地の区画形質の変更及び建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に係る工事をいう。以下同じ。）又は第八条第一項の規定による届出に係る事項に係る部分の工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させてはならない。

一 第十二条第一項の規定により知事が意見を有しない旨を通知したとき当該通知の日

二 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであって、前条第一項の規定により知事が勧告したとき 当該勧告の日

三 第十二条第一項の規定により知事が意見を述べたときであって、前条第四項の規定により知事が勧告をしない旨を通知したとき 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反して同項の工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届出をしなければならぬ者が、その届出をしない、特定大規模集客施設の新設又は変更に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知ったときは、直ちに、当該届出をしなければならぬ者に対しその工事中止を勧告するとともに、期限を定めて、第六条第一項又は第八条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項を知事に届け出るべき旨を命じなければならない。

(勧告対応報告書)
第三十条 条例第十三条第五項の規定による報告は、勧告対応報告書（様式第十一号）により行わなければならない。

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>(公表等) 第三十一条 条例第十五条第一項及び第二項の規定による公表は、これらの規定に定めるもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。 一 特定大規模集客施設の名称 二 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地 三 条例第十三条第一項若しくは条例第十四条第三項の規定による命令に違反して届出をしない者又は条例第六條第一項若しくは条例第八條第一項の規定による届出をするときにおいて虚偽の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 四 条例第十二條第一項の規定による知事の意見及び条例第十三條第一項又は条例第十四條第二項若しくは第三項の規定による勧告の内容 2 前項の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。 3 条例第十五條第三項の規定による意見の陳述は、意見陳述書（様式第十二号）により行うものとする。</p>	<p>(公表等) 第十五条 知事は、第十三条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定による届出を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 知事は、前条第三項の規定により届出を命ぜられた者が正当な理由なく届出をせず、又は新設届出者等が第六條第一項若しくは第八條第一項の規定による届出をすすめる場合において虚偽の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第一項の規定による勧告を受けた者又は第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 (営業開始の報告) 第十六条 新設届出者等は、当該届出に係る特定大規模集客施設の営業を開始したときは、知事に対し、遅滞なく、その旨を報告しなければならない。</p>
<p>第三章 地域貢献活動 (集客施設の設置者による地域貢献活動の実施) 第十七条 集客施設の設置者は、地域貢献活動の実施に努めるとともに、その実施状況を、当該集客施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。 (地域貢献活動計画) 第十八条 特定大規模集客施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。）は、規則で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を、その期間が開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。ただし、新設する場合における最初の地域貢献活動計画にあっては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度から当該事業年度の翌々事業年度までの期間を一期とする地域貢献活動計画を、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日までに作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(営業開始報告書) 第三十二条 条例第十六条の規定による営業開始の報告は、営業開始報告書（様式第十三号）により行うものとする。 (地域貢献活動計画書) 第三十三条 条例第十八條第一項の規定による提出は、地域貢献活動計画書（様式第十四号）により行うものとする。</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>
<p>(地域貢献活動計画の公表) 第三十四条 条例第十八条第二項（条例第二十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p> <p>(地域貢献活動変更計画書) 第三十五条 条例第二十條第一項の規定による提出は、地域貢献活動変更計画書(様式第十五号)により行うものとする。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による地域貢献活動計画の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。</p> <p>(地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項) 第十九条 新設届出者等は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、第十条第一項の規定により開催した説明会において述べられた意見及び第十一条第五項の規定により通知された内容に配慮するものとする。</p> <p>(地域貢献活動計画の変更) 第二十条 第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、当該地域貢献活動計画を変更しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、変更後の地域貢献活動計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第十八条第二項及び前条の規定は、前項の規定による地域貢献活動計画の変更について準用する。</p>
<p>(地域貢献活動実施状況報告書等) 第三十六条 条例第二十一条第一項の規定による報告は、地域貢献活動実施状況報告書(様式第十六号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p>	<p>(実施状況の報告) 第二十一条 第十八条第一項の規定により地域貢献活動計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（特定大規模集客施設を新設する者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。）、前事業年度における地域貢献活動の実施状況について知事に報告しなければならない。ただし、当該特定大規模集客施設が特定大規模集客施設でなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>(市町村が制定する条例との関係) 第二十二条 市町村が特定大規模集客施設を設置している者の地域貢献活動に関して制定する条例の規定が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認める場合には、当該市町村の区域内における特定大規模集客施設の設定については、第八条から第二十一条までの規定は適用しない。ただし、当該特定大規模集客施設の敷地が当該市町村以外の区域にわたる場合においては、この限りでない。</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>
<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>	<p>第四章 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会</p> <p>(審議会の設置等)</p> <p>第二十三条 知事の諮問に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する調査審議するため、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し知事に意見述べることができる。</p> <p>(組織等)</p> <p>第二十四条 審議会は、委員七人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第二十五条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第二十六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(運営に関する事項)</p> <p>第二十七条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例</p>	<p>宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>
<p>第五章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して、特定大規模集客施設の新設又は変更その他必要な事項についての報告を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一章、第五章、第四章及び第二十九条並びに附則第七項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設の新設について建築確認等に係る申請、届出その他の手続等が行われている当該特定大規模集客施設（以下「許可手続中施設」という。）の新設については、第六条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 許可手続中施設について、当該特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積又は店舗面積を超えて当該特定大規模集客施設の用途に供する部分の床面積又は店舗面積を増加させる場合（<u>規則</u>で定める場合を除く。）は、当該床面積又は店舗面積の増加を特定大規模集客施設の新設とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する特定大規模集客施設に対する第六条第六項の規定の適用については、「当該特定大規模集客施設の営業を開始した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第三十七条 条例第二十八条の規定による報告の求めは、文書により行うものとする。</p> <p>(条例附則第三項に規定する規則で定める場合)</p> <p>第三十八条 条例附則第三項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。</p>

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例

- 5 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動動計画を提出する場合には、第十八条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して三月を経過した日に特定大規模集客施設を新設し、営業を開始するものとみなして、同項ただし書の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際現に特定大規模集客施設を設置している者が地域貢献活動動計画の実施状況について報告する場合同第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「特定大規模集客施設の新設をする者にあつては、当該特定大規模集客施設の営業を開始する日の属する事業年度を除く。」とあるのは、「条例の施行の日から起算して三月を経過した日の属する事業年度を除く。」とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県特定大規模集客施設 立地誘導審議会の委員	出席一回につき一、六〇〇円	六級
----------------------------	---------------	----

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(委任)
第三十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条から第八条及び第三十九条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。